

6 商品ファンド業関係

別紙様式 1

許 可 書 第 号

(商号又は名称)

(代表者氏名)

許 可 番 号 第 号

商品投資に係る事業の規制に関する法律第3条の規定に基づき、同法第2条第1項第 号に掲げる商品投資に係る(商品投資に係る事業の規制に関する法律施行令第7条第2項第 号に掲げる法人として)商品投資販売業を営むことを許可する。

なお、許可の有効期間は、許可の日から起算して6年とする。

平成 年 月 日

金融監督庁長官 印

農林水産大臣 印

通商産業大臣 印

第 号
平成 年 月 日

(商号又は名称)

(代表者氏名) 殿

金融監督庁長官 印

農林水産大臣 印

通商産業大臣 印

許 可 拒 否 通 知 書

平成 年 月 日付の商品投資販売業者の許可申請については、下記理由により拒否したので通知します。

なお、この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に主務大臣に対して行政不服審査法(昭和37年法律第160号)に基づく審査請求をすることができます。

記

拒否理由

更 新 許 可 書

(商号又は名称)

(代表者氏名)

許 可 番 号 () 第 号

商品投資に係る事業の規制に関する法律第8条第1項の規定に基づき、同法第2条第1項第号に掲げる商品投資に係る(商品投資に係る事業の規制に関する法律施行令第7条第2項第号に掲げる法人として)商品投資販売業を営むことを許可する。

なお、許可の有効期間は、年 月 日から起算して6年とする。

平成 年 月 日

金融監督庁長官 印

農林水産大臣 印

通商産業大臣 印

第 号
平成 年 月 日

(商号又は名称)

(代表者氏名) 殿

金融監督庁長官 印

農林水産大臣 印

通商産業大臣 印

更新許可拒否通知書

平成 年 月 日付の商品投資販売業者の更新許可申請については、
下記理由により拒否したので通知します。

なお、この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌
日から起算して60日以内に主務大臣に対して行政不服審査法(昭和37年法
律第160号)に基づく審査請求をすることができます。

記

拒否理由

変 更 認 可 書

(商号又は名称)

(代表者氏名)

許 可 番 号 () 第 号

商品投資に係る事業の規制に関する法律第9条の規定に基づき、下記事由による変更を認可する。

記

変更事由

平成 年 月 日

金融監督庁長官 印

農林水産大臣 印

通商産業大臣 印